

に金澤を御發駕、海津より船に召し、大津の御旅屋へ爲入給ふ。大津にて材木の目録相調へ、御大工一人に奉行人付けて大坂へ被遣、何程は江戸へ廻し、何程は宮腰へと被仰付。是は江戸にて御成の御用意と、玉泉院丸御露地又は二一丸の御支度と、後にぞ被思知ける。先年御幸の時は、本國寺へ御入あれど、此の度は大津に被成御座、毎日京へ御通ひ被成。早速御歸國有りて御休息の間もなく、金澤へ御着の翌日より、玉泉院丸へ毎日御出被爲成。京都より被召寄たる劔左衛門と云ふ山作りに被仰付、築山・泉水・御亭等前代未聞なる事也。能州より宮腰へ大石共着岸す。五百人・千人宛しゆらに載せて挽き寄せらる。其の石一つ宮腰道半途にて角缺ければ、其の儘今に捨て置きぬ。御家中諸士より植木共指上ぐる。其の外鶴來山・二俣山、能州より在々所々尋ね廻り、かゝりの能き植木・石等を取り寄せられ、御自身御直に御普請被成。其の日くの奉りを以て諸奉行勤めける程に、惣御奉行は殿様也。人足は御相撲の者五拾人、百人者と名付けて御鐵炮の者共也。御目通りの外は役人御小人也。此の百人者と申す者、去る寛永七年に本丸の御露地に

御數寄屋被仰付、其の時鐵炮之者の内を、器量能き若者共百人すぐり、諸の足輕御赦免被成、佃源太郎を頭に被仰付、御前にて御直に被召仕。何茂出頭仕、有度儘にだてを致し、餘り御念頃なる故、大橋市右衛門に被仰付、一人に朱銀二百目宛御色臺にて被仰渡、利なしに御貸渡被仰付故、是を式臺のなげかしの二百目銀と申しけり云々。然るに此の百人者と御相撲取五拾人、輕々敷出立にて、御意に隨ひて働きければ、頓て御露地出來す云々と。菅家見聞集に、此時能州浦より積み廻したる大石の内、一つ半途にて角かけ捨て置きたる石は、今宮腰道の太石と云ふ是也。と見ゆ、太田道謙の能登路記に、羽咋郡富木の入口に七海の荒木とて海岸あり。怪巖異石多く、其の中に龜石といふあり。今加州宮腰往來脇なる龜石と雌雄の石にて、昔此の荒木の海岸より引寄せられし石なり。といへり。三州志來因概覽附録には、或は云ふ。此の石を護し來る小監、此の石裂けたるを以て、言解の爲め此の石上に座して自刃すと云ふ。とあり。徼陽兩公遺事に、玉泉院丸の露地を作らせ給ふに事寄せられ、此の廓内の樹木・石垣等出來せり。惣て御

領國中未々まで、或は川除或は土藏等に事寄せられ、且て人々存じ寄らざるやうに縮の事共成し置かれたり。初は事輕く命ぜられ、下愚の恐察なさざるよし沙汰す。とあり。按ずるに、利常卿はかゝる事共多かりけん。右に類せし事共、夜話録等に彼是見たり。今枝直方筆記にも、微妙院殿の世に、宮腰道を玉泉院殿丸より直に見切り給はん爲に、大石を引くとて、其事によせて直道に被成しも同意なるべし。又大野の並木の松を植ゑられしも、下口より敵よする時の爲めと云々。上口よりよする者も、濱へ出ねば城へかゝる事不成といへり。當世は夕様の奥意をさとらで、利勘にのみかゝり、一の踐み處を失ひて、先君の御備を違へんとするぞ歎かし。といへり。又按ずるに、綱紀卿の時に、右露地の修造を命ぜられしと見て、葛卷昌興自記に、貞享五年六月廿四日、玉泉院丸御庭被造事千宗室へ被命。とあり。これは此の地に茶寮の亭を造立せられん爲めなりと聞ゆ。尙下文にて勘放すべし。

### ○玉泉院丸露地石

微妙公發語に云ふ。小松へ御隱居被成、小松葭嶋に露地を

可被爲作とて、佃源太左衛門に人足多く御添へ候て、金澤玉泉院丸に有之石を爲持可參との御意也。則源太左衛門人足召連罷越、玉泉院丸の石を取りて可參と申候處、御番人の者共、安房・山城方より申渡無之は石を通し候儀罷成難きよし申すゆゑ、無是非源太左衛門本多安房方へ參り、其段申入候へば、小松より被仰付候とも、筑前殿御預けの御城より石など出し申す事は、拙子共始難申付と云ふ。源太左衛門色々に申候へども承引無之、小松へ罷歸其段申上候處、何とも不被仰出打過ぎたり。其の頃安房方へ横山山城を呼び、小松より源太左衛門被遣、如此申候へども、成間敷と申返し候。御手前へも可參と申候へども、同事に候へば不入事と申候旨語り候へば、定めて小松にて御機嫌あしく可有之。筑前様へ早々此儀申上可然とて、山城自筆にて江戸へ被致言上候へば、此以後も小松より御用事有之候はゞ、無氣遣何にても上可申由御自筆にて、其の奥に。

芦の葉をおとせば雁の聲立て、

すなほなき子ぞ親のわづらひ